

む。)の規定を適用する。この場合において、新保険業法第三百七条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号又は第三号」と、「第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し」とあるのは「業務の廃止を命じ」とする。

16 前項の規定により読み替えて適用する新保険業法第三百七条第一項の規定により業務の廃止を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二条の四第一項及び第二百七十九条第一項の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新保険業法第二百七十六条の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を新保険業法第三百七条第一項の規定による新保険業法第二百七十六条の登録の取消しの日とみなす。

(公益法人等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人は、当分の間、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている商工会議所、商工会又は商工会連合会は、当分の間、

新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

3 前二項の規定により引き続き特定保険業を行う場合においては、その者を保険会社等又は所属保険会社等と、その者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特定保険募集人とそれぞれみなして、新保険業法第二百八十三条及び第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

4 第一項の規定により引き続き特定保険業を行う場合における民法第六十七条、第八十四条及び第八十四条の二の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「法人の業務」とあるのは「法人の業務（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第二条第一項に規定する特定保険業を含む。第三項において同じ。）」と、同条第二項中「監督上必要な命令」とあるのは「監督上必要な命令（保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定を遵守させるための命令を含む。）」と、同法第八十四条及び第八十四条の二第一項中「この章」とあるのは「この章（保険業法等の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定により読み替えて適用する第六十七条を含む。）」とする。

(免許審査基準に関する経過措置等)

第六条 新保険業法第六条第一項の規定は、新保険業法第三条第一項の免許を申請した特定保険業者（当該免許の申請のときに資本の額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。）については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 新保険業法第六条第一項の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する新保険業法第三条第一項の免許の申請者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び当該免許の申請を行う者であつて、当該免許の申請のときに資本の額又は基金の総額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。）については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 前項の規定の適用を受ける者が相互会社であるときは、同項の五年を経過する日までの間において、基金（新保険業法第五十六条の基金償却積立金（次項の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。）を含む。）の総額が新保険業法第六条第一項の政令で定める額に達す

るまでは、新保険業法第五十五条第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることができる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

4 前項の規定により積み立てられた積立金は、新保険業法第五十六条の基金償却積立金として積み立てられたものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第一項に規定する特定保険業者又は第二項に規定する免許の申請者に対する免許について、当該免許に、引受けを行う保険契約の相手方、保険契約の内容その他の事項に関し、新保険業法第五条第二項の規定により必要な条件を付することができる。

(登記簿に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に登記所に備えられている相互保険会社登記簿は、新保険業法第六十四条の相互会社登記簿とみなす。

2 この法律の施行の際現に登記所に備えられている外国相互保険会社登記簿は、新保険業法第二百十四条の外国相互会社登記簿とみなす。

(特定保険業者であつた保険会社等に関する経過措置)

第八条 新保険業法第百十三条の規定は、附則第六条第二項の規定の適用を受けて新保険業法第三条第一項の免許の申請を行い、同項の免許を受けた保険会社については、適用しない。

2 特定保険業者であつた保険会社又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した保険会社（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第三条第一項の免許の申請をした者に限る。）は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

（業務の停止及び計画の承認に関する経過措置）

第九条 新保険業法第百四十五条（新保険業法第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第百四十七条第一項の規定は、平成十八年四月一日以後にされる新保険業法第百四十一条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分について適用し、同日前にされた旧保険業法第百四十一条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分については、な

お従前の例による。

（保険契約の移転等における契約条件の変更に関する経過措置）

第十条 新保険業法第二百五十条（新保険業法第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百五十四条又は第二百五十五条の二の規定は、平成十八年四月一日以後に新保険業法第二百四十一条第一項の規定による合併等の協議の命令若しくは保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分がされる場合又は保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）が新保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社に該当することとなる場合における保険契約の移転、合併契約又は株式の取得における契約条件の変更について適用し、同日前に旧保険業法第二百四十一条第一項の規定による合併等の協議の命令若しくは保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分がされた場合又は保険会社が旧保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社に該当することとなった場合における保険契約の移転、合併契約又は株式の取得における契約条件の変更については、なお従前の例による。

（資金援助等に関する経過措置）

第十一条 新保険業法第二編第十章第四節第二款の規定は、平成十八年四月一日以後に新保険業法第二百六

十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社に該当する者に係る保険契約者保護機構の行う新保険業法第二百六十条の三十に規定する資金援助等業務について適用し、同日前に旧保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社に該当した者に係る保険契約者保護機構の行う旧保険業法第二百六十五条の三十に規定する資金援助等業務については、なお従前の例による。

（保険金請求権の買取りに関する経過措置）

第十二条 新保険業法第二百七十条の六の八第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に新保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社に該当する者に係る新保険業法第二百七十条の六の八第一項に規定する保険金請求権等の買取りについて適用し、同日前に旧保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社に該当した者に係る旧保険業法第二百七十条の六の八第一項に規定する保険金請求権等の買取りについては、なお従前の例による。

（保険議決権保有届出書に関する変更報告書の提出に関する経過措置）

第十三条 新保険業法第二百七十一条の四第一項の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に新保険業法第二百七十一条の三第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合の新保険業法第二百七十一条の四第一項

に規定する変更報告書の提出について適用し、同日前に旧保険業法第二百七十一条の三第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合の旧保険業法第二百七十一条の四第一項に規定する変更報告書の提出については、なお従前の例による。

（保険持株会社に係る業務報告書等に関する経過措置）

第十四条 新保険業法第二百七十一条の二十四の規定は、施行日以後に開始する営業年度に係る同条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書について適用し、施行日前に開始した営業年度に係る旧保険業法第二百七十一条の二十四第一項に規定する業務報告書については、なお従前の例による。

（特定保険業を行う法人に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている法人（株式会社を除く。以下この条において同じ。）が新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合においては、新保険業法第二百七十二条の四第一項第一号の規定は適用しない。

2 前項の法人に対する新保険業法第二百七十二条の二第一項及び第二百七十二条の四第一項の規定の適用については、新保険業法第二百七十二条の二第一項第二号中「資本の額又は基金の総額」とあるのは「出

資の額又は基金の総額」と、同項第三号中「取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）」とあるのは「役員」と、新保険業法第二百七十二条の四第一項第二号中「資本の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、「株式会社又は相互会社（以下この項において「株式会社等」という。）」とあるのは「法人」と、同項第三号から第八号までの規定中「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第九号中「他に行う業務が第二百七十二条の十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める業務以外の業務である株式会社等又は当該他に行う」とあるのは「他に行う」と、「認められる株式会社等」とあるのは「認められる法人」と、同項第十号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「役員」と、「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第十一号中「株式会社等」とあるのは「法人」とする。

3 第一項の法人で新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けた少額短期保険業者（以下この条において「特定少額短期保険業者」という。）の出資の額又は基金の総額の減少は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 他の法律の規定により特定少額短期保険業者に対し会計帳簿及び会計の書類の閲覧を請求できる権利を

有する者（行政庁その他政令で定める者を除く。）は、内閣総理大臣の承認を受けなければ、当該権利を行使することができない。

5 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第二百七十二条の十一第二項及び第二百七十二条の二十六の規定の適用については、同項中「少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で、当該少額短期保険業者が」とあるのは「当該少額短期保険業者が」と、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の四第一項第二号から第四号まで」と、同条第二項中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「役員」とする。

6 特定少額短期保険業者は、新保険業法第二百七十二条の二十九の規定にかかわらず、同条において準用する新保険業法第三百三十五条第一項に規定する移転先会社となることができない。

7 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十五条第三項に規定する移転会社である場合においては、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する

新保険業法第三百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百三十六條の二第一項中「取締役（委員等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「役員」と、「前条第一項の株主總會等の会日の二週間前」とあるのは「第三百三十五條第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第三百三十五條第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第二百二十八條中「第三百三十六條第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」とする。

8 特定少額短期保険業者は、新保険業法第二百七十二條の三十第二項の規定にかかわらず、同項において準用する新保険業法第四百四條第一項に規定する受託会社となることができない。

9 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二條の三十第二項において準用する新保険業法第四百四條第二項に規定する委託会社である場合においては、同項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社」とあるのは「受託会社」と、新保険業法第二百七十

二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十六条第三項中「商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則）（これらの規定を第六十五条において準用する場合を含む。）に定める書類のほか、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十九条第一項中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

10 特定少額短期保険業者は、他の法律の規定にかかわらず、定款に解散の事由を定めてはならない。

11 特定少額短期保険業者は、解散又は特定保険業を廃止しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

12 新保険業法第一百五十三条第二項の規定は前項の認可の申請について、同条第三項の規定は前項の認可の申請をした特定少額短期保険業者について、新保険業法第一百五十四条の規定は同項の認可を受けた特定少額短期保険業者について、それぞれ準用する。

13 特定少額短期保険業者の合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

14 新保険業法第六十七条第二項の規定は、前項の認可の申請について準用する。

15 第十三項の認可を受けて合併により設立される法人は、当該設立の時に、新保険業法第二百七十二條第一項の登録を受けたものとみなす。

16 特定少額短期保険業者の分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

17 新保険業法第一百七十三條の六第二項の規定は、前項の認可の申請について準用する。

18 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第二編第十章第二節の規定の適用については、新保険業法第二百五十條第四項中「第一項の場合において、保険会社等」とあるのは「第一項の場合において、保険会社等（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十五條第三項に規定する特定少額短期保険業者を除く。）と、「外国保険会社等」とあるのは「外国保険会社等（同法附則第十五條第三項に規定する特定少額短期保険業者を含む。）と、新保険業法第二百五十四條第三項中「第一項の保険会社等は、」とあるのは「第一項の場合において、保険会社等（特定少額短期保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第十五條第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあつては」と、「目的となっている旨を」とあるのは「目的となっている旨を、特定少額短期保険業者にあつては合併契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む合併契約書が

作成された旨を、それぞれ」と、新保険業法第二百五十五条の三第一項中「変更会社の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「変更会社の役員」とする。

19 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第三百三十三条の規定の適用については、同条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは、「発起人、役員」とする。

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置）

第十六条 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、施行日から起算して七年を経過する日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。

2 少額短期保険業者は、前項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行うときは、内閣府令で定めるところにより、当該超える金額以上の金額を

再保険金額とする再保険を保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）に付さなければならぬ。

3 少額短期保険業者は、第一項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行うときは、あらかじめ、再保険に付す保険会社の商号、名称又は氏名、再保険の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

4 少額短期保険業者は、第一項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行うときは、あらかじめ、顧客に対して、次に掲げる事項を明らかにしなければならぬ。

一 再保険に付す保険会社の商号、名称又は氏名

二 再保険に付す再保険金額その他の再保険の内容

三 その他内閣府令で定める事項

5 第一項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の

引受けを行う場合において、その保険に係る再保険を外国保険業者に付することが次に掲げる場合に該当するものとして内閣総理大臣の承認を受けた少額短期保険業者については、第二項の規定は適用しない。この場合において、当該少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を当該外国保険業者に付さなければならない。

一 再保険の内容が法令に違反し、又は不公正なものでないこと。

二 当該再保険に代えて、当該再保険と同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付することが困難であること。

三 当該再保険を付すことにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがないこと。

6 前項の規定により再保険を外国保険業者に付す場合においては、第四項第一号中「保険会社の商号、名称又は氏名」とあるのは、「外国保険業者の商号、名称又は氏名」とする。

7 内閣総理大臣は、第五項の承認を行う場合において、同項第二号に掲げる場合に該当するかどうかについて保険会社に確認することができる。

8 内閣総理大臣は、第五項の承認を行つた場合において、再保険を当該外国保険業者に付することが同項各号に掲げる場合に該当しなくなったときは、同項の承認を取り消すことができる。この場合において、同項の少額短期保険業者は、遅滞なく、同項後段の超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を他の保険会社又は外国保険業者に付さなければならない。

9 特定保険業者は、新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けた場合には、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該登録前に引き受けた保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

10 少額短期保険業者は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、特定保険業者が施行日前又は附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間に引き受けた保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継して、当該保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

11 第九項又は前項の場合においては、少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、第九項又は前項の超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を保険会社又は外国保険業者に付さなければなら

ない。

12 少額短期保険業者は、前項の規定により再保険を保険会社又は外国保険業者に付したときは、遅滞なく、当該保険会社又は外国保険業者の商号、名称又は氏名、再保険の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

13 特定保険業者は、新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けた場合には、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該登録前に引き受けた保険期間が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

14 特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継することを約する少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該保険契約の移転をし、若しくは保険契約を承継させることを約する者又は当該保険契約の移転をし、若しくは保険契約を承継させた者が施行日前又は附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間に引き受けた保険期間が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継して、当該保険契約に係る業務及び財産

の管理を行うことができる。

- 15 第一項、第五項、第九項、第十項、第十三項又は前項の場合においては、新保険業法第二条第十八項中「少額短期保険業を行う者」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。）を行う者」と、新保険業法第二百七十二条第一項中「少額短期保険業」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。次条第一項第四号、第二百七十二条の四第一項第九号及び第十一号、第二百七十二条の五第二項及び第五項、第二百七十二条の九、第二百七十二条の十一第一項及び第二項、第二百七十二条の二十一第一項第一号、第二百七十二条の二十七並びに第三百十五条第四号において同じ。）」と、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項第一号中「第十一号」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第十五項において読み替えて適用する第二百七十二条の四第一項第十一号」とする。

16 第十三項又は第十四項の場合において、少額短期保険業者が行う新保険業法第二百七十二条の十八にお

いて準用する新保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金の積立てに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

17 新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第百十三条の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）については、適用しない。

18 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことがで